

令和3年度第1回
東京都保健医療計画推進協議会
会議録

令和3年4月16日

東京都福祉保健局

(午後 5時00分 開会)

○奈倉課長：それでは、定刻となりましたので、ただ今から令和3年度第1回東京都保健医療計画推進協議会を開会いたします。

本日は、委員の皆さま方には、大変お忙しい中ご出席くださいます、誠にありがとうございます。議事に入りますまでの間、私、医療政策部計画推進担当課長の奈倉が進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ウェブ会議形式となります。通常の会議とは異なる運営となりますので、最初に、ウェブ会議の参加に当たっての注意点を申し上げます。

会議に参加後は、マイクを常にミュートにしてください。マイクアイコンが赤色になっていれば、ミュートの状態になってございます。ご発言の希望がある場合には、マイクアイコンを押してミュートを解除した上で、ご所属とお名前をお伝えください。なお、通信障害の発生により発言が聞き取れない場合には、順番の変更や再度の発言をお願いすることもありますのでご注意ください。途中で退出される場合は、退出ボタンを押して退出してください。退出ボタンは、赤色のバツ印のアイコンです。

ここまではよろしいでしょうか。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料は、事前にメールにて送付させていただいておりますので、各自お手元にご準備のほうをお願いいたします。

なお、本日の会議でございますが、東京都保健医療計画推進協議会設置要綱第9に基づきまして、会議、会議録および会議に係る資料について、原則公開となります。ただし、委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議または会議録等を非公開とすることができます。本日につきましては公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

また、本日は、傍聴希望者につきまして、すでにウェブからの傍聴を許可しておりますので、併せてご了承ください。

続きまして、新たにご就任いただきました方々のご紹介をさせていただきます。お手元にお配りしてございます資料1、東京都保健医療計画推進協議会委員名簿をご覧ください。

東京都社会福祉協議会総務部長、長谷部委員でございます。

○長谷部委員：長谷部です。どうぞよろしく願いいたします。

○奈倉課長：よろしく願いいたします。

東京都福祉保健主管部長会、山田委員でございます。

○山田委員：山田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○奈倉課長：よろしく願いいたします。

東京都多摩立川保健所長、渡部委員でございます。

○渡部委員：渡部です。どうぞよろしく願いいたします。

○奈倉課長：よろしく願いいたします。

東京消防庁救急部長、門倉委員でございます。

○門倉委員：門倉でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○奈倉課長：よろしく願いいたします。

○奈倉課長：本日は、井上委員、竹川委員、工藤委員から、ご欠席の連絡をいただいております。また、ちょっと若干遅れてご出席のご連絡をいただいております。委員の方がいらっしゃいます。

以上で委員の方々のご紹介を終わらせていただきます。

本日は、現在のところ、委員のうち 18 名の方にご出席いただいております。なお、こちら東京都側でございますが、事務局である医療政策部の職員も出席いただいております。

それでは、ここからの進行につきましては、橋本座長にお願いいたします。よろしく願いいたします。

○橋本座長：橋本でございます。こんばんは。私だけ都庁で、司会をすることになっております。

それでは、議事次第に基づきまして進めてまいります。本日の議事は、東京都保健医療計画の中間見直しです。中間見直しにつきましては、検討部会を設置し、検討を進めてきたと思います。そちらの検討経過を踏まえて、事務局から、まずは説明をお願いします。

○奈倉課長：それでは、資料の 3 から資料 5 までをご説明いたします。

まず資料 3、東京都保健医療計画の中間見直し検討経過と今後のスケジュールをご覧ください。

スケジュールにつきましては、前回、3 月 3 日開催の保健医療計画推進協議会時点では、3 月末に医療審議会に検討状況のほうをご報告し、4 月中旬、保健医療計画推進協議会で見直しの素案をご審議いただき、4

月中旬から5月中旬の約1カ月間、パブリックコメント、意見照会を行いまして、5月末の医療審議会に諮問、答申を経て確定というような形でご説明をしておりました。

本日、4月中旬の会議におきまして、前回お示した中間見直しの骨子案のほうで方針追加予定としておりました、主に医療法以外の法律に基づき改定中の計画に係る部分の記載を更新、追記完了させて、中間見直し素案という形でお示して、ご審議いただくこととご説明申し上げておりました。

しかし、追記の予定でございました計画のうち、今年度が初めての策定となります東京都の東京都循環器病対策推進計画、国の循環器病対策推進基本計画の策定が昨年10月であったことや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、現在も策定に向けた検討を続けておる状況でございます。循環器病につきましては、保健医療計画に記載される5疾病のうち、脳卒中、心血管疾患に該当するものでございまして、循環器病対策推進計画は、国の医療計画の作成指針においても、保健医療計画と調和が保たれるようにする計画の一つというふうな位置付けになってございます。このため、前回の協議会でお示したスケジュールを、循環器病対策推進計画の策定の進捗に合わせまして、資料3のとおりに変更したいと考えております。

従いまして、本日は循環器病、脳卒中、心血管疾患に係る部分を除く中間見直し素案のほうをご検討いただきまして、5月下旬の推進協議会において、循環器病対策推進計画の内容を反映した中間見直し素案を、改めてご検討いただくような形で考えてございます。その後、約1カ月間、パブリックコメント、関係機関への意見照会を実施いたしまして、6月下旬にパブリックコメント等の結果を反映した案についてご検討いただき、医療審議会への諮問、答申を経て、7月に東京都循環器病対策推進計画と同時に、中間見直しのほうを策定、公表したいと考えております。

資料3のスケジュールにつきましては、以上でございます。

続きまして、資料の4および5についてご覧ください。資料の4につきましては、前回会議でご検討いただいた骨子案から、今回お示しております資料5、東京都保健医療計画中間見直し素案における追記更新をした箇所の一覧ですので、資料5と併せてご覧いただければと思います。

資料5の3ページをお開きください。今回、保健医療計画の変遷の部分につきましては、3ページから記載のところの主な動き、現行計画で書いているところが平成28年までの動きとなっておりますので、平成29年以降の動きにつきまして追記させていただきました。記載させていただいておるところのページは、5ページになります。

続きまして、11 ページから 19 ページに、第 4 章、東京の将来の医療（地域医療構想）について、現行の地域医療構想につきまして概要を再掲いたしました。

続きまして、20 ページから 23 ページ、現行の保健医療計画策定後、令和 2 年度 3 月に策定いたしました医師確保計画と外来医療計画の概要について記載してございます。

続きまして、28 ページ、基準病床数の設定でございますが、3 月 3 日の協議会でご審議いただいた後、3 月 29 日開催の医療審議会において、基準病床数の変更につきましてご了承をいただいております。そちらのご了承いただいた結果を反映して、記載をさせていただいております。

続きまして、前回計画策定中でまだ記載はされておりました認知症のところ、東京都高齢者保健福祉計画が 3 月 30 日に改定されておりますので、そちらの内容を記載しております。ページ数といたしましては、44 ページからになります。具体的に現行の記載と変わっておるところといたしましては、47 ページをご覧ください。取り組みの 4-1、認知症の人と家族を支える地域づくりの推進のところの記載に 3 ポツ目が追加されておまして、地域において認知症サポーターを活用した支援の仕組みづくりを担う人材、チームオレンジコーディネーターの養成というものが、取り組みとして追加されております。

また、評価指標についても変更しております。49 ページのところをご覧ください。評価指標の 1 つ目、かかりつけ医認知症研修の実施につきましては現行計画と変わりございませんが、それ以外の 2 項目につきまして、チームオレンジの整備に取り組む区市町村、それから日本版 BPSD ケアプログラムの都内全域での普及促進というのが、新規の項目として設定されております。

続きまして、59 ページをご覧ください。在宅療養の章になります。こちらにつきましては、在宅医療等の新たなサービス必要量の見直しにつきまして、前回は計算中でございましたが、今回、計算のほうが終わりました。ページ中ほどの図をご覧くださいと、左側に示されております療養病床の入院患者から訪問診療等の必要量を計算する部分の数字が、変更となっております。現行計画で 495 人、1 日当たりというふうなところになっていたものが、訪問診療の必要量として 539 人という形で計算がし直されて、数字を変更しております。それに伴いまして、訪問診療の計につきましても、現行計画の数字が変更されているというところがございます。

続きまして、障害者施策、70 ページから 75 ページをご覧ください。東京都障害者・障害児施策推進計画の改定内容に基づき、記載を修正しております。現行計画からの変更箇所につきましては、71 ページ、国の

障害福祉サービス等、障害児通所等の円滑な実施を確保するための基本的な方針が一部改正されたことを追記し、平成30年10月の東京都障害者への理解促進および差別解消の推進に関する条例の施行、障害者差別解消条例の施行という事項を追加しております。条例の施行に伴い、72ページの課題3のところにも、障害者差別解消条例の施行ということを追記しております。

最後に、76ページ、感染症対策の記載を微修正しております。新型コロナウイルス感染症につきましては、現在進行形で状況が変化しておりますが、前回の協議会の時点では、2ポツ目の緊急事態宣言を発したのところまでが記載されてございました。今回は、見直しの背景のところの3ポツ目、その後ということで、緊急事態宣言解除後の変異株等による急激な感染再拡大の可能性を追記いたしまして、取り組みの1-1の中の医療提供体制につきましても、現下の取り組みを踏まえまして、各医療機関の役割や病態に応じた医療提供体制の確保というような形に、記載を修正しております。

資料4および5に係るご説明は以上でございます。

前回までは骨子案としてご検討いただいております、素案としては本日が初めてご検討いただくことになります。かなりの分量がございますので、この後のご意見交換と併せまして、追加のご意見等がございましたら、事前送付いたしました意見様式によりまして、事務局にご提出いただけるとありがたいです。

事務局からは以上でございます。

○橋本座長：ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明がございましたけれども、ご意見とかご質問があれば承りたいと思います。

前回のところで数字が確定していなかったものについては、数字が確定してきたということと、中間見直し素案で、骨子案から数字が確定しているものは記載されているということです。それから、幾つか残っていたものが記載されたということです。

それから、最後の感染症対策では、オンゴーイングで、それなりの書き方をすることになると思います。

ただ、これが世の中に出るのは6月ですよ。6月のときは、もっと変わっていますよね。

○鈴木部長：ちょっと書き加えたりとかは、しないといけないかもしれません。

○橋本座長：いかがでしょうか。

あと、スケジュールの問題がございました。いろんな外側の環境があつて、少しある部分が遅れてしまっ

て、それは丁寧にやりましょうということで少し後ろに延ばすという、そういう形で。ですから、素案の検討が、①と②があるということです。あと、循環器病対策のところが出てきたら、素案の検討②があるということになるんだろうと思います。

いかがでしょうか。ご意見があればお手を挙げていただくか何か。

○佐々木委員：すみません。東京都医師会の佐々木です。

○橋本座長：はい。東京都医師会から。

○佐々木委員：ちょっと確認、よろしいでしょうか。

○橋本座長：はい。どうぞ。

○佐々木委員：28ページの基準病床なんですけれども、今回、感染症対応、災害対応ということで病床配分が行われたと思うんですけれども、この数字というのはそれを反映してのものなのでしょうか。確認をさせていただきたいと思います。

○橋本座長：はい。お願いします。

奈倉課長：基準病床につきましては、療養病床、一般病床は協議会でもご検討いただきまして、新型コロナウイルス等の影響とかも勘案したり、急性期のことも勘案して、実質患者さんの流出、流入も加味した上で、内側の配分を変えたところがございますが、その他の病床につきましては、精神、感染症、結核については、現行計画のまま今のところ記載してございます。

○鈴木部長：ですので、反映したということでございます。

○佐々木委員：はい。分かりました。

○橋本座長：よろしいですか。何かそれについてご意見はございますか。大丈夫ですか。佐々木先生、大丈夫？

○佐々木委員：大丈夫です。

橋本座長：じゃあ、その他はいかがでしょう。もしご意見があれば、お手を挙げるか、ご発声いただくか。

じゃあ、ないということでよろしいですかね。

すみません。私からちょっと質問です。

中身というよりも、むしろどういう体裁になるのかなという感じなんです。いろんな言葉が出てきて、これを都民の方が読むと、分からないことが幾つかあるような気がします。言葉の説明はどこかに付けるん

でしょうか。

○奈倉課長：脚注の形で付けさせていただきたいと考えております。

○橋本座長：脚注というと、それごとに、ページごとにあるということですか。

○奈倉課長：まだ完全に振り切れておりませんが、最終的に出ていくところでは、現行の計画同様、脚注の形で付けさせていただきたいと考えてございます。

○橋本座長：そうですか。

幾つか大事な、例えば 71 ページの「合理的配慮の提供」って、合理的配慮という言い方がその分野でそれなりにあるわけですから、一般的な言葉で考えると何だろうと思っちゃうので、そこは説明をいただきたいということです。その他にも幾つかあったので、お目通しいただいて、しっかりと都民の方が理解できるようなものにしていただければと思います。

他いかがですか。ありますか。なければ終わっちゃうんですが、よろしいですか。皆さんの貴重な時間をいただいているので、ご意見がなければ、それでよければ終わりたいと思いますが。事務局のほうはいいですか。今、ご説明して、ご了解いただいたということで。

○鈴木部長：この後、読んでいただいて、ご意見があったら、また紙ですとかメールなりでいただければと思いますので。

○橋本座長：何かありますか？

○長瀬委員：はい。

○橋本座長：はい。どうぞ。

○長瀬委員：東京精神科病院協会の長瀬です。膨大な量がありますが、これは今までの部会でいろいろ検討した結果を反映したものです。

○鈴木部長：そうです。

○奈倉課長：そうです。

○長瀬委員：膨大な量の資料なので全部見切れておりませんが、今まで部会で様々な検討をした結果が全て反映されているんですねという確認だけです。

○鈴木部長：一応、いただいたご意見等を反映して、作らせていただいております。

○長瀬委員：ありがとうございました。

○橋本座長：長瀬委員は、何かお気付きの点があるんですか。これが入っていないとかというのがあるんですか。

○長瀬委員：今まで多くの項目を検討してきたわけですし、精神科医療の立場からの意見を全て取り上げていただいたということであれば、それでよろしいです。

○橋本座長：はい。分かりました。ありがとうございます。反映されているということです。

他にいかがでしょうか。

それでは終わります。本日予定されていた議事は以上です。何か今後ご意見があれば、先ほどのシートでいただければというふうに思います。それでは、事務局にお返しします。

○奈倉課長：今、座長からお話がありましたように、追加でご意見がある場合は、事前に送付させていただいております意見様式を、4月26日までに事務局にお送りいただければと思います。

また、先ほどスケジュールでもお示ししましたとおり、次回は5月下旬、書面による開催を予定しております。詳細が決まりましたらまたご連絡を差し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○橋本座長：それでは、本日はこれもちまして終了とさせていただきます。ありがとうございました。

(閉会)